

強度行動障がいに関する制度
及び支援技術の基礎的な知識
に関する講義

障害者総合支援法

障害者総合支援法は、正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」といいます。

これは障害者自立支援法の改正法として2012(平成24)年に成立した障害者に対する福祉サービスなどを規定した法律です。

法の目的は、地域社会で健常者と障害者が分け隔てなく生活できるようにしようとしたとき必要となる各種サービス等を充実させることです。

障害者の日常生活や社会生活を総合的に支援する事を目的としています。

そのため、特定の障害について規定するのではなく、身体、知的、精神のいわゆる三障害のほか発達障害や難病も対象となっています。

☞ 上記の制度を受ける場合には、基本障害者手帳の申請を行い交付する必要があります。また、市役所に申請することによって障害支援区分が決定し利用できるサービスになっています。



続いて、障がい者手帳の説明になります。

障がい者手帳の種別

身体障がい者手帳

身体に一定の障害がある人が、各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障害の種類と程度によって、1級から6級まで区分されています。

療育手帳

知的障害のある方が各種福祉サービスを受けやすくするために必要な手帳です。障害の程度によって、A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)、B2(軽度)の4段階に区分されています。

精神障がい者保健福祉帳

一定の精神障害の状態にある方が、各種の福祉サービスを受けやすくするために創設されました。手帳は、障害の程度によって1級から3級まで区分されています。

【障害者手帳を取得する為には】

申請は、各市区町村の「障害福祉窓口」で行います。医師による診断書・意見書を用意できたら、本人確認ができる書類(住民基本台帳カード、パスポート、個人番号カードなど)、申請する本人の縦4cm横3cmの写真が必要です。

障がい者割引とは

【身体障害者手帳・療育手帳を持っている場合】

身体障害者手帳と療育手帳を持っている人は、以下の公共交通機関が割引になります。

・電車

電車を利用する場合、以下の割引がありますが、障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄」に記載されている「第1種」「第2種」により、受けられる割引が少し違います。

■障害者本人がひとりで利用する場合

片道の移動距離が100キロを超える場合に限り、第1種・第2種障害者を問わず、普通乗車券を5割の価格で購入できます。

- 切符を購入する際は、係員のいる窓口で障害者手帳を提示する必要があります。

・高速道路

高速道路を利用する場合、「身体障害者が自ら運転する場合」または「重度の身体障害者もしくは重度の知的障害者が同乗し、障害者本人以外が運転する場合」に、事前に登録された自動車1台に対して、割引率50%以下の割引を受けることができます。

障害者割引を適用するためには、事前の手続きが必要となります。また、登録した自動車・ETCカード・ETC車載器以外での利用には割引は適用されません。登録事項を変更した場合は、市区町村の福祉担当窓口にて変更申請の手続きが必要となります。

障がい者割引とは②

【身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている場合）

以下の公共交通機関は、身体障害者手帳と療育手帳に加え、精神障害者保健福祉手帳を持っている人でも割引を受けることができます。

・公営の公共交通機関

自治体が運営している公営の公共交通機関では、乗車券が無料になる場合も多くあります。例えば、東京都の場合、都内在住の身体障害者、知的障害者、精神障害者などに「都営交通無料乗車券」を発行しています。各自治体によって違いがあります。

・飛行機

搭乗時の年齢が満12歳以上で、身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などを持つ本人と介護者1名まで、割引運賃が適用されます（[JAL](#)、[ANA](#)の場合）。

・タクシー

タクシーを利用する場合、障害者手帳を提示すると運賃の10%が割引になります。身体障害者手帳・療育手帳での割引は全国的に実施されていますが、精神障害者保健福祉手帳の場合、タクシー会社によって実施している会社としていない会社があります。乗車の際にご確認ください。

障がい者割引とは③

・公共施設

自治体が運営する美術館や博物館、スポーツセンターなどの公共の施設は、障害者料金が設定されていたり、無料で入館・利用できたりする場合があります。

・ホテル・民間の施設

ホテルなどの宿泊施設でも一部、障害者割引を実施している場合があります。また、民間の施設であっても、障害者割引を実施している施設は多数あります。

・映画

映画の鑑賞料金についても、障害者割引が適用されるのが一般的です。

・NHK受信料

世帯のうちに、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っている人がおり、かつ世帯全員が住民税非課税の場合、受信料が全額免除されます。

・保育料

自治体によっては、保育料の割引が行われています。お住まいの自治体の案内をご確認ください。

サービス種別について

障害者に関する施策は、平成15年4月に導入された支援費制度の施行によって、従来の措置制度から大きく転換しました。その後、平成17年には障害者自立支援法が成立し、障害福祉サービス体系が新たに再編されました。

現在は、「障害者総合支援法」をもとに定められている。

サービスは、「介護給付」、「訓練等給付」、「地域生活支援事業」の3つに区分されます。

「介護給付」は、ホームヘルプサービスや生活介護などで、介護の支援を受けるものです。

「訓練等給付」は、自立訓練や就労移行支援などで、訓練等の支援を受けるものです。

「地域生活支援事業」は移動支援や手話通訳等の派遣などで、市町村の創意工夫により利用者の状況に応じて柔軟に実施するものとされています。

移動支援事業は、地域支援事業に含まれる。

👉 それでは、どのようなサービスがあるか学んでいきましょう！！

各種サービスの説明①

サービス名	内 容
居宅介護	ホームヘルパーを住居等に派遣し、入浴、排せつまたは食事の介護などを行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって、常時介護を必要とする障害者の住居等にホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつまたは食事の介護や外出時における移動中の介護を総合的に提供するサービスです。
行動援護	知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人が行動する際に、危険を回避するために必要な援護を行うサービスです。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が移動時及びそれに伴う外出先において必要な支援・援助を受けられるサービスです。
短期入所	家族の病気などにより一時的に保護が必要になった障害者に対し、障害者支援施設などに短期間入所させ、入浴、排せつまたは食事の介護などを行うサービスです。
計画相談支援	支給決定時のサービス等利用計画案を作成し、支給決定後のサービス等の利用状況についての検証を行い計画の見直し(モニタリング)やサービス事業所等との連絡調整を行うサービスです。
地域移行支援	住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行うサービスです。

各種サービスの説明②

サービス名	内 容
療養介護	医療および常時介護を必要とする障害者に対し、主として昼間において、病院などの施設で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の世話を行うサービスです。
生活介護	常時介護を必要とする障害者に対し、主として昼間において、障害者支援施設などの施設で入浴、排せつ、または食事の介護、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスです。
就労継続支援(A型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動などの機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。
就労継続支援(B型)	就労経験のある障害者などに対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動などの機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。
施設入所支援	その施設に入所する障害者に対し、主として夜間において、入浴、排せつまたは食事の介護などを行うサービスです。
共同生活援助	地域において共同生活を営むのに支障のない障害者に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うサービスです。
宿泊型自立訓練	日中、一般就労や外部の障害福祉サービスを利用している知的障害者および精神障害者に対し、一定の期間、夜間の居住の場を提供して生活能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

市町村市役所障害係に受付・申請

サービス等利用計画案の提出(相談支援事業所へ依頼)

行動援護アセスメント調査票により調査

障害支援区分認定調査

障害支援区分認定調査・医師の意見書

コンピューターによる1次審査

審査会による2次審査

障害者支援区分の認定・結果通知

利用の意向に関する聴取

サービス利用計画案の提出

支給決定・受給者証発行

事業所と契約・サービス利用開始

支援区分あり

支援区分なし

行動援護の支援対象者

「支援の対象者」については 障害福祉サービスを受ける際に行う障害支援区分の調査に併せて把握する「行動関連項目」(福祉型障害児入所施設の場合は「強度行動障害判定基準表」)を用いて判定し、一定の点数以上となる人(24点中10点)に対して支援が提供される。

行動関連項目

2014年(平成26年)に改正された障害支援区分の認定調査項目の時「行動関連項目)は、行動援護、重度訪問介護、重度障害者と包括支援等の支給決定の基準、を算出するものです。①コミュニケーション、②説明の理解、③大声・奇声を出す④異食行動⑤多動・行動停止⑥不安定な行動⑦自らを傷つける行為⑧他人を傷つける行為⑨不適切な行為⑩突発的な行動⑪過食等⑫てんかんの12項目について評価し、10点以上が対象とされます。

強度行動障害判定基準

行動障害を「ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為」や「激しいこだわり」といった種類別に頻度と強度といった2つの側面から評価するものです。11項目からなり、各項目ごとに頻度や強度に応じて得点をつけ、合計得点が10点以上を強度行動障害と定義しています。

この判定基準は1993年(平成5年)から始まった「強度行動障害特別処遇事業」の評価に使われました。その後は制度改正を受けながら、現在は福祉型障害児入所施設においてんの強度行動障害児特別支援加算に係る判定基準や放課後等デイサービスなどの通所支援において強度行動障害児支援加算に係る判定基準として使用されています。

<行動援護及び重度障害者等包括支援の判定基準票（行動関連項目）>

調査項目	0点			1点		2点	
1 コミュニケーション	日常生活に支障がない			特定の者 であれば できる	会話以外 の方法で できる	独自の方法 でできる	できない
2 説明の理解	理解できる			理解できない		理解できているか 判断できない	
3 大声・奇声を出す	支援が 不要	希に支援が必 要	月に1回以上の 支援が必要	週に1回以上の 支援が必要	ほぼ毎日（週5日以上 の）支援が必要		
4 異食行動	支援が 不要	希に支援が必 要	月に1回以上の 支援が必要	週に1回以上の 支援が必要	ほぼ毎日（週5日以上 の）支援が必要		
5 多動・行動停止	支援が 不要	希に支援が必 要	月に1回以上の 支援が必要	週に1回以上の 支援が必要	ほぼ毎日（週5日以上 の）支援が必要		
6 不安定な行動	支援が 不要	希に支援が必 要	月に1回以上の 支援が必要	週に1回以上の 支援が必要	ほぼ毎日（週5日以上 の）支援が必要		
7 自らを傷つける行為	支援が 不要	希に支援が必 要	月に1回以上の 支援が必要	週に1回以上の 支援が必要	ほぼ毎日（週5日以上 の）支援が必要		
8 他人を傷つける行為	支援が 不要	希に支援が必 要	月に1回以上の 支援が必要	週に1回以上の 支援が必要	ほぼ毎日（週5日以上 の）支援が必要		
9 不適切な行為	支援が 不要	希に支援が必 要	月に1回以上の 支援が必要	週に1回以上の 支援が必要	ほぼ毎日（週5日以上 の）支援が必要		
10 突発的な行動	支援が 不要	希に支援が必 要	月に1回以上の 支援が必要	週に1回以上の 支援が必要	ほぼ毎日（週5日以上 の）支援が必要		
11 過食・反すう等	支援が 不要	希に支援が必 要	月に1回以上の 支援が必要	週に1回以上の 支援が必要	ほぼ毎日（週5日以上 の）支援が必要		
12 てんかん	年に1回以上			月1回以上	週1回以上		

和泉市の移動支援を学ぼう

制度内で「できること」「できないこと」をガイドブックに沿って学んでいきましょう。

か い こ の 学 校

カイゴミライズアカデミー

移動支援の目的について

移動支援とは※またの名は『地域支援事業』

単独では外出困難な障害者(児)が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のため、外出時にヘルパーを派遣し、必要な移動の介助及び外出に伴って必要となる介護を提供するサービスです。

(対象と認められる外出)

社会生活上必要なもの

金融機関における手続き・相談

社会生活一般で必要と考えられる外出

商店・デパートでの買い物 結婚式・葬式・法事などの冠婚葬祭

余暇活動等社会参加を目的とするもの

美術館 映画館 コンサート 観劇 カラオケ等

体育館 トレーニングジム プール等

美容院 美容院など

ここで問題です！！

移動支援の報酬は、市町村によって一緒か？それとも統一されているか？

移動支援対象者について

☞ 移動支援対象者には4つの種別があります。

①【身体障がい者】

身体障がい者手帳1級等の所持者、障がい特性により自宅外の移動の手段が車椅子のみの者。(移動支援の利用は車椅子での外出に限る)

②【知的障がい者】

療育手帳の所持者で、障がい特性により自宅外の移動が著しく困難な者。

③【精神障がい者】

精神障がい者保健福祉手帳の所持者で、障がい特性により自宅外の移動が著しく困難な者。

④【難病等対象者】

上記の手帳所持者と同程度の状態であることが、医師の診断書等により確認できる者。

※以上の4つが移動支援対象者となります。

またまた問題です！！

身体・知的・精神・難病とありますがどのような病気を持った方がここでは対象になるのでしょうか？

和泉市独自『3カ月合算』について

☞『3カ月合算』とは、月あたりの支給量を3ヶ月の合計で管理する方法です。事前にこの制度を利用する場合は、和泉市役所のほうに申請が必要になります。

【3カ月合算の例】

月30時間の支給時間がある利用者様の場合

1～3月分	1月(30H)+2月(30H)+3月(30H)= <u>90H</u>
4～6月分	4月(30H)+5月(30H)+6月(30H)= <u>90H</u>
7～9月分	7月(30H)+8月(30H)+9月(30H)= <u>90H</u>
10～11月分	10月(30H)+11月(30H)+12月(30H)= <u>90H</u>

地域によってルールや単価は違う制度です。
また、サービスに係る資格等も異なります。
その都度、関わる利用者様の市町村によって把握する必要があります。
※詳しくは、各市町村の市役所(障害担当)にお問い合わせください。

移動支援の加算について

【訪問介護・居宅介護にはいろいろな加算があります】

☞このような加算があります！！

初回加算・処遇改善加算・特定処遇改善加算・特定事業所加算などがあります。

移動支援では、初動加算があります。

和泉市では1回につき●00円？少し前までは900円。

※前までは0円だったでしょうか？

* 1人の利用者が、同じ日に複数の事業者を利用する場合は、それぞれの事業者で算定することができます。

移動支援の対象にならない支援内容

- ①通勤・営業等の経済活動にかかる外出
- ②通年かつ継続的な習い事等の外出
- ③通所・通学のための利用(継続的な利用でなければ、支給できる場合有り)
- ④競馬・競艇・競輪・パチンコ等、社会通念上適当でない外出
- ⑤介助ができる家族が同行する外出
- ⑥通院のみでの利用
- ⑦入退院時の付き添い
- ⑧単なる「預かり行為」での利用
- ⑨買い物や手続きを、本人が出向くことなくヘルパーが代行すること
- ⑩同居する家族への支援

上記に準ずる外出は、移動支援の対象とならない外出の一例です。

支援は利用者のためのものであり、単に保護者のレスパイトを目的とした支援は原則対象となりません。なお、移動中や目的地において、排泄・更衣・食事介助、危険回避のための付き添いとその他必要な支援、チケット購入等の支援等の具体的な支援を行う必要がなく、単なる待ち時間となる場合も対象となりません。(ヘルパーの拘束時間＝支援対象時間ではありません)

※和泉市移動支援ガイドライン参照

移動支援クイズ！！（和泉市バージョン）

【第一問！】

移動支援には、一日何時間まで使用することができますか？

【第二問！！】

何歳から移動支援は利用できますか？

【第三問！！！】

病院での入院中は利用可能ですか？

【第四問！！！！】

電動車いすの人が、移動支援を利用しても良いですか？

【第五問！！！！】

通学・通勤・通所に移動支援を利用できますか？

【第六問！！！！】

通院の場合で、買い物をしてから帰りたいのですが、行きを「通院等介助」、帰りを「移動支援」として算定することは可能ですか？

移動支援クイズ②！！（和泉市バージョン）

【第七問！】

ヘルパーもしくは事業者が所有する車を用いて移動支援を利用することは可能ですか？

【第八問！！！！】

居酒屋等、飲酒の場への付き添いは可能ですか？

【第九問！！！！】

外出準備・帰宅準備は算定できますか？



その他、障害福祉にかかわる制度について

障害者差別解消法 (障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律)

<目的>

第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、

全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の

有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

参照:https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law_h25-65.html 内閣府
ホームページ

障害者差別解消法(障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律)

2016年4月に施行された法律であり、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障がい者に対して正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止したものです。

また、この法律では、役所や事業者に対して、障がい者から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業者の場合は対応に努めること)が求められています。なお、「障害者差別解消法」は雇用以外に関するものを対象としており、雇用に関するものについては、同時期に施行された「改正障害者雇用促進法」にて規定されています。

障害者差別解消法で定める2つのポイント

【ポイント1】

『不当な差別的取扱い障害を理由に拒否、制限、条件を与える事を禁止)』

【ポイント2】

『合理的配慮の提供(負担が大きすぎない範囲内で対応すること)』

【不当な差別的取扱いの具体例】

- ・ 受付や窓口の対応を拒否する
- ・ 保護者や介助者が一緒でないと入店を拒否する
- ・ 習い事教室などへの入会を拒否する
- ・ 学校の受験や入学を拒否する
- ・ 保護者や介助者にだけ向かって話しかける

「不当な差別的取り扱い」に対する「合理的配慮」とは？

【合理的配慮の提供の具体例】

- ・ 段差がある場所で補助をする。
- ・ ゆっくりわかりやすく話す。

それでは先ほど発表した「不当な差別的取扱い」に対する「合理的な配慮」を考えてみましょう？

自分が思う「思いやり」を考えてください。

障害者虐待防止法について

【目的】

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要であること等を鑑み、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援等を行うことにより障害者の権利利益の擁護に資することとされています。

【施行日】

平成24年10月1日施行

【定義】

《 障害者 》

障害者虐待防止法では、障害者とは障害者基本法第2条第1号に規定する障害者と定義されています。「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)、その他心身の機能や障害がある人や、その他に心身の障害や社会的障壁によって、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」をいいます。

障害者虐待について②

① 身体的虐待

暴力や体罰によって身体に外傷を生じる。もしくは、生じる恐れのある暴行を加えること。また、身体を縛りつけたり、過剰に**投薬**したりすることによって身体の動きを抑制すること。

② 性的虐待

性的な行為を強要すること。わいせつな言葉を発すること。

③ 心理的虐待

暴言または著しく拒絶的な対応・その他、仲間はずれや無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。

④ ネグレスト(放棄、放任)

食事や排せつ、入浴、洗濯などの身の世話をしないこと。必要な福祉サービスや医療、教育を受けさせないこと。

⑤ 経済的虐待

本人の同意なしに(だますなどして)財産や年金、賃金を使った財産を不当に処分すること。本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

障害者虐待について③

【障害者福祉施設等で発生した虐待の通報から支援まで】

通報・届出

市町村障害者虐待防止センター・都道府県障害者権利擁護センターで相談や通報・届出を受けます。

事実確認

市町村と都道府県が連携して事実確認を行います。

立ち入り検査

事実確認された場合は、市町村と都道府県が障害者総合支援法や社会福祉法に基づいて、虐待が発生した施設や事業所に対して、立入検査や改善、命令、勧告、認可(指定)取り消しなどの権限を適切に行使し、障害者の保護や再発防止を図ります。

※立入検査拒否の場合、30万以下の罰金となる。なお、守秘義務違反の場合は、最高で1年以下の懲役、または、100万円以下の罰金となる

個人情報保護法

個人の権利と利益を保護するために義務と取り扱い方法を定めた法律です。2003年5月に交付され、2005年4月に全面施行されました。

ここでいう個人情報とは、「生存する個人に関する情報で、氏名や生年月日、その他の記述等により特定の個人を認識できるもの」と定義されています。個人情報適切に管理できていない場合は、指導勧告、罰則が適用されます。また、個人情報漏洩により損害を与えた場合、損害賠償が発生します。

罰則は、違反行為をした従業員だけでなく事業者に対しても処罰の罰則になります。

**※訪問介護は、働く現場にたくさんの個人情報が詰まっています。
知り得た情報は、不必要に使用せず、適切に扱ってください。**

個人情報とは？

- 個人情報の種類を考えていきましょう？具体的にどのようなものがありますか？



支援手順の基礎的な知識

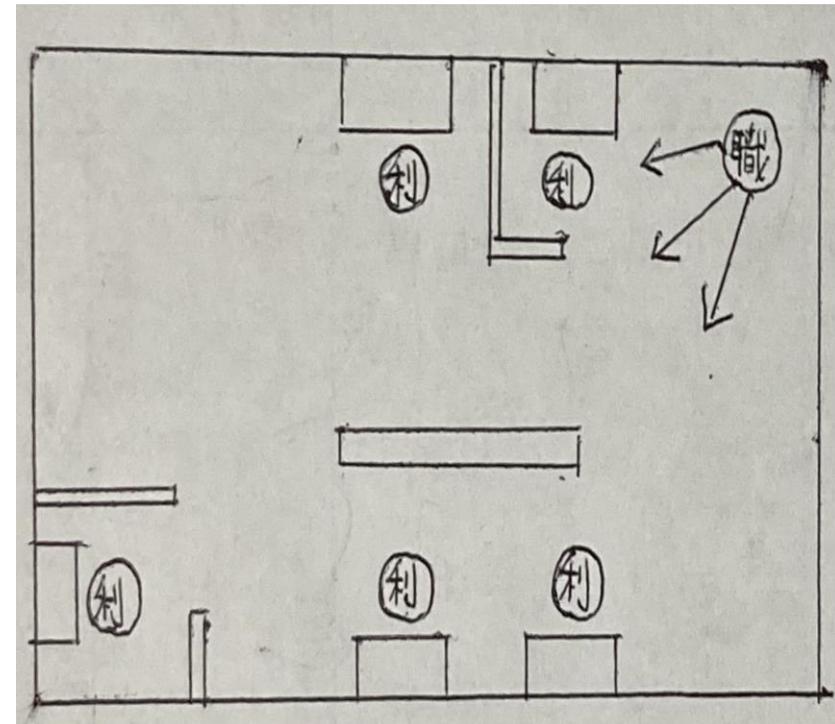
構造化のアイデア

【物理的構造化】

物理構造化を作業場や教室中を区切って孤立させたり、壁に向かって作業させることと勘違いして捉えがちなところもあります。しかし、本来、物理的構造化が狙っている事は自閉スペクトラム症の人に「場所の意味を伝えること」と「刺激を調整し、居心地良くすること」が目的となります。

作業場の場合の物理的構造化のポイントは以下の通りになります。

- ①学習や作業する場所、休憩する場所など場所を明確化しわかりやすくすること
- ②周囲からの刺激をパーティションや座る向きなどで調整すること
- ③導線を整理し刺激が少ない導線を用意し、作業道具などその場で必要なものへのアクセスを行えるようにすること。
- ④スタッフが全体の様子を見合わせるようにすること。



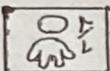
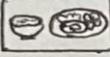
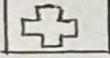
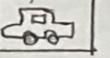
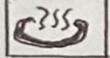
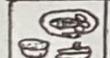
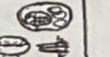
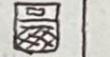
構造化のアイデア②

【スケジュール】

先の見通しを持つことが困難な自閉スペクトラム症の人へスケジュール化は、重要な支援ツールです。本日の活動のスケジュールや次の日のスケジュールを自閉スペクトラム症の人にわかるように視覚的に伝えるようにすることが大切です。

自閉スペクトラム症の人たちに不安や混乱、イライラをもたらす大きな要因の1つに「予定や変化を見通せないこと」という原因があります。見えないものをイメージするという想像力に障害があるためスケジュールの把握や変化の予測がとても困難になります。

私たちでも予定外のことが起こったときには不安や混乱を覚え、イライラが生じます。自閉スペクトラム症の人は日常的にこのような予測のできない状況の中で暮らしている可能性も考えられます。だからこそ思い通りに物事が進むように、いつもの順番、いつもの流れ、いつものパターンにこだわる傾向にあるのだと思います

今日	明日
	
	
	
	
	
	
	

構造化のアイデア③

【ワークシステム】

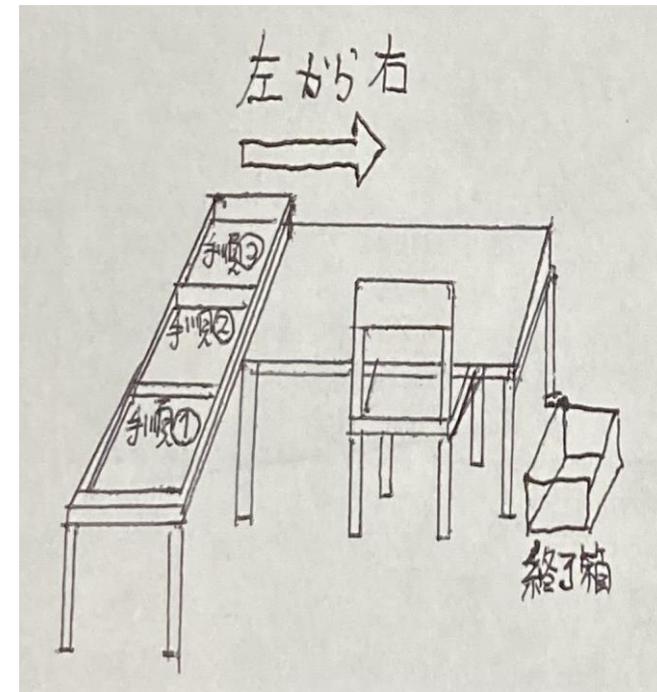
ワークシステムを導入するときにはまずは活動の中身である「何をするか」を明確にします。例えば「作業」の場合はその内容をタイトルとし具体的に示します。

逆に言えばそれ以外の活動を同時に行いもないことが重要です。「ついでにこれもやってください」と途中で追加したり急に中止したりする事はタブーです。

次にワークシステムの進め方は具体的に「どれぐらいするか」「どうしたら終わるのか」を明確にします。

手順は、「手順1:袋に入れる」「手順2:袋を閉める」「手順3:箱に並べる」といった手順を一定の手続きにし、自閉スペクトラム症の人が自分でチェックできるように視覚的な手がかりを使います。

上記の流れでこの作業のこの量を全て完了したらおしまいというふうにわかりやすく視覚化し作業を進めていきます。



支援に関する様々なアセスメント情報

①診断や評価による情報

診断名や障害名を知ることでおおまかな認知的・行動的特性を知ることができます。強度行動障害には「知的障害」と「自閉スペクトラム症」が関連することがわかっています。福祉現場ではアセスメントツールによって評価することができます。しかし、私たちができる事は評価であって、診断ではありません。診断は医師が行うものです。対象者や家族に伝える場合には誤解のないようにしっかりと把握し注意する必要があります。

②行動障害の有無や種類に関する情報

自傷行為や他傷行為、破壊的行動などの強度行動障害の現れ方は個人によって異なります。行動障害があるのか？その種類や頻度はどれぐらいか？などの全体的な情報を把握する必要があります。1人の支援者の目線だけではなく複数の支援者から情報を共有し話し合う必要があります。また、支援現場と家庭との違いもありますので、家族から情報を共有していただくことも必要です。

③服薬に関する情報

てんかんや内臓疾患、精神疾患、行動上の問題のために服薬してる場合もあります。また薬も自分で飲める人もいますし、支援が必要な人もいます。服薬の種類や量、時間、服薬に関しても必要な情報を準備しておく必要があります。

支援に関する様々なアセスメント情報②

④行動の機能に関する情報

行動の機能のアセスメントは、支援や治療に関わる重要な情報です。例えば「自分の手を噛んでしまう」という自傷行為がある人も起きている間ずっと起きているというわけではなく、「暇で何をしたいかわからない」「要求が聞き入れてもらえない」など特定の状況において生じることがほとんどです。それがどのような状況で生じているか一人一人違いがあります。その問題行動がどのような場面で生じ、行動の結果としてどのような環境変化がもたらされるか、その行動の機能を評価することによって行動の意味を理解することができます。

⑤認知と言語能力に関する情報

知能検査による知能指数(IQ)は、一般的に100を標準として示されます。人間の95%が80から120とされています。IQが70以下を知的障害とし「IQ 50～69:軽度」「IQ 35～49:中度」「IQ 20～34:重度」、そして、IQ 20未満を最重度としています。ただし、知能指数が同じであったとしても言葉や数の理解、概念の理解、形の認識や分類、記憶といったものは個々の認知機能によって一人一人違いがあります。

なので1つの検査だけではなく、複数の検査を総合的に活用することや検査の数値だけではなく、日常生活の観察と照らし合わせる大切になります。

これらのアセスメント情報を活用して言葉の理解や表出、状況理解や作業能力を把握し、個々の能力に応じた支援が必要です。写真や絵カードでの選択をしてもらったり、身振り手振りで伝えたり、最近ではタブレット等を使用し意思の疎通をスムーズにすることも現場で見られます。

支援に関する様々なアセスメント情報③

⑥生活能力と適応能力に関する情報

食事や排泄、着替えや入浴、移動や睡眠、金銭管理など生活の自立はどれくらいできるかを把握するために様々なチェックリストや検査が開発されています。観察や聞き取りによって評価するチェックリストです。生活面での支援を行う場合だけではなく生活スキルの指導目標を立てる場合にも活用できます。

⑦本人の苦手なものや刺激になるもの、また興味がある物に関する情報

強度行動障害は自分が好きな活動に集中しているときには生じにくく、暇なときや何をして良いか分からない状態の時に生じやすくなります。

また、強度行動障害のある人に多いのが感覚過敏です。明るいところが苦手、大きな音が苦手、触れるのが苦手などこのような情報を知り、配慮することによって、利用者を不要な苦痛から守ることができます。

⑧家族や生活環境、生活歴に関する情報

支援を行う上で利用者の家族とのコミュニケーションも欠かせません。共に人生を歩んできた家族からの情報は重要な情報であり、支援に活かすことができます。行動上に問題がある場合はどのような時間帯でどのような活動しているときに起こりやすいのか。またその時の対処方法などをしっかりとアセスメントする必要があります。また、利用者によっては虐待歴や入院歴があり、環境や関わり方に特別な支援や配慮が求められる場合もあります。

PDCAサイクルとは？

PDCAサイクルとは、

- Plan(計画)
- Do(実行)
- Check(評価)
- Action(改善)

の4つを繰り返すことによって、その利用者に適した計画を作成することができ、満足度の高い支援を行うことができます。

また、一度目のPDCAで完成ではなく、何度も繰り返し理想の計画につながります。

PDCAのそれぞれの段階について

【Plan: 計画する】

PDCAのP(Plan)とは、目標を設定し、支援計画を作成する段階のことです。まず、解決したい問題について情報収集をし理解を深めます。そして、目標における情報を収集し、解決策を考え、計画を立てていきます。ここまでがPの段階です。

目標の設定→目標を達成するためのアクションプランの作成(誰が(Who)いつ(When)どこで(Where)何を(What)なぜ(Why)どのように(How)いくらで(How much)ということ明確に考える必要があります。

【Do: 実行する】

PDCAのD(Do)とは、Pの段階で立てた計画を実際にやってみる段階のことです。問題を解決するための方法を見つけたら、少しずつ試してみてください。試す際にはその方法が有効だったか無効だったかも記録しておきましょう。次の段階で使えます。

計画を実行に移してみた結果、それが有効だったのか？もっと別の方法が考えられないか？

なども検証する段階でもあります。

PDCAのそれぞれの段階について②

【Check: 評価する】

PDCAのC(Check)とは、計画に沿って実行出来ていたのかを評価する段階のことです。この段階で試してみた解決策の結果を段階①のPlan(計画)の時の予想と比較して分析し、解決策が有効かどうかを評価します。

【Action: 改善する】

PDCAのA(Action)とは、実施結果を検討し、支援計画の改善を行う段階のことです。Pで計画し、Dで実行した結果をCで評価し、最後のAで改善・修正をします。

- 引き続き計画通りに進める
- 計画を続ける中で、いくつかの視点を改善
- 計画を中止、延期する

PDCAサイクルのメリット

メリットは以下3つになります。

【目標とやることが明確になる】

目標がなければ、本来達成すべき着地点とのズレを生じさせてしまうことや具体的な施策を考えることが難しくなります。また、目標や計画が何もない状態では、それぞれの達成すべきことに動機がないのでやりがいや達成感というものにもつながりにくい。また、計画の作成時には抽象的な計画で深掘りされていないと目標達成の達成がわからないので注意が必要です具体的に「問題行動が一度もなく外出することができる」「自傷行為なく目的地に向かい楽しんでもらう」

【行動に集中できる】

Plan(計画)の段階で、あらかじめ目標や支援計画が定められるため、「自分が何をしなければならないか?」「利用者にな何を求められているのか?」を明確に理解できます。目標やアクションプランへの理解は、行動や作業への集中に大きく影響を及ぼすもの。Plan(計画)で立案した目標や計画に向かって集中力を高められれば、より明確に問題に向き合った行動ができ目標達成しやすい動きができます。

【課題や不足が分かりやすい】

PDCAは最初の段階で、細かい指標や具体的な行動が示された目標が設定されます。その目標の達成やアクションプランの実現に向けて集中し、行動していくことで、「目標に対する成果や失敗」「アクションプランに対する達成度や未完成度」といった目標と結果の明確に見えてきます。その結果、どのように行動すれば改善できるのか何を換えれば向上するのかなどについて考えやすくなるのです。

まとめ

アセスメントは、特性を理解し、対象となる人のニーズに応じて使い分けることが必要です。また、優先順位の高い情報や入手しやすい情報から収集します。

またその情報からコミュニケーションの方法、興味や関心、苦手なこと、排泄時の注意、食事や服薬に関する情報、移動時の支援、入浴や睡眠、問題行動が起こったときの対処など、いろいろなものがアセスメントによって支援に反映されるのではないのでしょうか。

また、アセスメントの情報の共有は他職種で連携して共有していくことも重要となります。自分が働く事業所だけでなく、グループホームや作業所、その他いろいろな社会資源から情報を共有し支援に活かしていくことが重要です。